

(平成26年11月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は19万円、申立期間②は20万6,000円、申立期間③は17万7,000円、申立期間④は17万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 17 年 6 月 30 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日
④ 平成 18 年 6 月 28 日
⑤ 平成 19 年 6 月 29 日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人から提出された賞与支給明細書、銀行から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、18万円から24万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、17万6,000円から20万6,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる保険料控除額から、申立期間①は19万円、申立期間②は20万6,000円、申立期間③は17万7,000円、申立期間④は17万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、賞与関連資料により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は4万3,000円、申立期間②は5万6,000円、申立期間③は5万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の申立期間④に係る標準報酬月額記録については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年6月28日
④ 平成19年1月から同年8月まで
⑤ 平成19年6月29日

申立期間①、②、③及び⑤について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。また、申立期間④について、厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額と比べ、年金記録の標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から③までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、5万円から6万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、4万3,000円から5万9,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる保険料控除額から、申立期間①は4万3,000円、申立期間②は5万6,000円、申立期間③は5万9,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、上記賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（9万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②、③及び⑤の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は16万3,000円、申立期間③は13万円、申立期間④は12万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 17 年 6 月 30 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日
④ 平成 18 年 6 月 28 日
⑤ 平成 19 年 6 月 29 日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、13万円から19万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、12万7,000円から16万3,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額の

それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる保険料控除額から、申立期間①は 14 万 2,000 円、申立期間②は 16 万 3,000 円、申立期間③は 13 万円、申立期間④は 12 万 7,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 29 年 1 月に A 社（現在は、B 社）の工場内にあった C 事業所（現在は、D 社）に入社した。30 年 7 月まで同事業所で働いたと記憶しているが、国の厚生年金保険の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C 事業所及び A 社の複数の同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の当該期間における勤務についての証言は得られない上、C 事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 30 年 1 月 10 日と同日に資格を喪失している同僚が複数人いるものの、連絡の取れる者はおらず、当時の状況を聞くことはできない。

また、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、C 事業所において、昭和 29 年 1 月 5 日に資格取得、30 年 1 月 10 日に資格喪失し、その後、A 社において同年 5 月 1 日に資格取得、同年 7 月 7 日に資格喪失していることが確認でき、申立期間である同年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日までに記録は無い。

さらに、D 社は、「当時の資料は無い。」と回答している上、当時の C 事業所の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人は、昭和 30 年 5 月 1 日に A 社において資格取得しているが、B 社は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8723（石川厚生年金事案 271、354、468、561、中部（石川）厚生年金事案 8274 及び 8513 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 49 年 12 月 2 日まで

私は、A社に勤務していた期間について、今までに6回申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな提出資料は無いが、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、A社から提出された在籍証明書及び同僚の証言から、申立人が、少なくとも昭和 39 年 8 月 1 日から同社に勤務していたことが認められるものの、i) 当時の同僚等の証言から、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させている状況がうかがえないこと、ii) 申立人が、49 年 12 月に同社の事務員から厚生年金保険への加入を勧められ、加入する旨回答したことを記憶していることから、同社において同年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届は提出されていなかったと考えられること、iii) 申立人が所持する年金手帳から、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日（同年 12 月 2 日）と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、申立人は、同社の厚生年金保険への加入を契機に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったと述べていること、iv) 申立期間において同社の健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により同年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は

無いことなどの理由から、既に年金記録確認石川地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間に係る2回目の申立てについて、i) 複数の医院及びB労働基準監督署に照会しても、申立期間当時の資料は保管されておらず詳細が不明であり、申立人の主張する健康保険被保険者証の使用について確認できないこと、ii) C弁護士会の相談会で、当該相談を行った事実のみでは、A社が申立人の保険料を控除していたことはうかがえないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成22年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 申立期間に係る3回目の申立てについて、i) 申立人の主張する、申立期間における健康保険被保険者証の使用について確認できないこと、ii) 再度、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の主張する届出が提出された形跡は見当たらないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成23年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 申立期間に係る4回目の申立てについて、元事務職員に聴取したところ、申立人の入社日や厚生年金保険の加入時期についての記憶は明確ではないと証言しており、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことは推認できず、A社が申立人の厚生年金保険料を控除していたことはうかがえないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成24年4月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 申立期間に係る5回目の申立てについて、i) D病院（申立期間当時は、E病院）に照会を行ったものの、申立期間当時の資料は保管されていないこと、ii) 同病院で受けた手術の跡の写真のみでは、当該期間における健康保険被保険者証の使用について確認できないことから、既に年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成26年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 6 申立期間に係る6回目の申立てについて、申立人は、「今までの結論に納得できないので、再度調査してほしい。」と主張していたものの、申立人から新たな関連資料の提示は無く、当該主張のみでは、これまでの年金記録確認石川地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難いことから、既に年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成26年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 7 これに対し、今回、申立人は、前回と同様に、「厚生年金保険料が控除さ

れていたはずなので、再度調査してほしい。」と主張し、7回目の申立てを行っている。

しかし、今回も前回と同様に、申立人から新たな関連資料等の提示は無く、当該主張のみでは、これまでの年金記録確認石川地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

このほかに、年金記録確認石川地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 21 日から 49 年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成4年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の新規適用時の事業主は、「A社が厚生年金保険に加入したのは平成4年5月1日である。それ以前は加入しておらず、年金は個人で加入させていた。申立期間当時の資料は廃棄済みである。」と回答している上、同社の新規適用時の事務担当者であった同僚は、「A社が厚生年金保険に加入したのは平成4年5月頃であり、それ以前は加入していない。加入の手続は担当者だった自分が行った。同社が厚生年金保険に加入するまでは、個人で国民年金に加入させ、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。